

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業
重要事項説明書



株式会社エベッサ・ケア・スタイル
デイサービス エベッサ千里丘

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業
デイサービス エベッサ千里丘 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

令和6年8月1日指定 事業所番号 第2771608193

当施設はご利用者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◇◆

1、	介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業サービスを提供する事業者について	2
2、	利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について	2
3、	提供するサービス内容及び費用について	4
4、	その他の費用について	6
5、	利用料、利用者負担額その他の費用の請求及び支払い方法について	6
6、	サービスの提供にあたって	7
7、	虐待の防止について	7
8、	身体拘束について	8
9、	秘密の保持と個人情報の保護について	8
10、	緊急時の対応方法について	9
11、	事故発生時の対応方法について	9
12、	心身の状況の把握	10
13、	介護予防・日常生活総合事業支援事業者等との連携	10
14、	サービス提供の記録	10
15、	非常災害対策	11
16、	衛生管理等	11
17、	業務継続計画の策定について	11
18、	介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業サービス内容の見積もりについて	11
19、	サービスに関する相談、苦情について	12
20、	提供するサービスの第三者評価の実施状況	12
21、	重要事項説明の年月日	13

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている通所型サポートサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 通所型サポートサービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社エベッサ・ケア・スタイル
代表者氏名	代表取締役 大橋 薫
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府池田市神田二丁目4番7号 (電話番号) 072-752-8070
法人設立年月日	令和2年10月21日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービス エベッサ千里丘
介護保険指定 事業所番号	吹田市指定 (2771608193)
事業所所在地	大阪府吹田市尺谷5-14
連絡先 相談担当者名	(連絡先電話) 06-6878-8061 (ファックス番号) 06-6878-8062 (部署名) デイサービス エベッサ千里丘 (相談担当者氏名) 村上 稔明
事業所の通常の 事業の実施地域	吹田市
利用定員	1単位1日32名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援状態に当たる被保険者（以下「利用者」という。）に対し、適切な第1号通所事業を提供することを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援のあり方 居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行い、ご利用者の社会的孤立感の解消及びご利用者の機能維持、並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを基本とします。 生活の自立のための援助に努めます。在宅の生活習慣を大切に、家族との連絡を密にします。 ・事業所の社会的役割 地域に根ざし、地域に開かれた施設づくりに努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く
営業時間	8時45分から17時45分までとする。

(3) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く
サービス提供時間	9時15分から16時45分までとする。

(4) 事業所の職員体制

管理者	村上 稔明
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防サービス計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ介護予防サービス計画を交付します。 5 第1号通所事業の実施状況の把握及び介護予防サービス計画の変更を行います。 	常勤 1名
生活相談員	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、介護予防サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 	常勤 2名
看護師・ 准看護師 (看護職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。 	常勤 1名 非常勤 1名
介護職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防サービス計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。 	常勤 5名 非常勤 2名
機能訓練 指導員	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防サービス計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。 	常勤 1名 非常勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
介護予防サービス計画の作成等		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に係る第1号通所事業支援事業者が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた第1号通所サービス計画を作成します。 2 第1号通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 第1号通所サービス計画の内容について、利用者の同意を得たときは、介護予防サービス計画書を利用者に交付します。 4 介護予防サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該第1号通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防サービス計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。 5 上記のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防サービス計画の変更を行います。
利用者居宅への送迎		<p>事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。</p> <p>ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。</p>
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
特別なサービス	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして加算します。

(2) 第1号通所事業従業者の禁止行為

第1号通所事業従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）

利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（一定所得以上の方は2割又は3割）について

サービス提供区分	通所型サービス費 週1回程度の利用が必要な場合 (事業対象者・要支援1・要支援2)	通所型サービス費 週2回程度の利用が必要な場合 (要支援2)
	利用料 利用者負担額	利用料 利用者負担額
1回ごとの場合	1月の中で、全部で4回まで	1月の中で、全部で8回まで
	4,577円/回	4,711円/回
1割負担	460円/回	472円/回
2割負担	919円/回	943円/回
3割負担	1,379円/回	1,414円/回
月ごとの場合	18,950円/月	38,165円/月
1割負担	1,895円/月	3,817円/月
2割負担	3,790円/月	7,633円/月
3割負担	5,685円/月	11,450円/月
日割りとなる場合	621円/回	1,254円/回
1割負担	63円/回	126円/回
2割負担	125円/回	251円/回
3割負担	187円/回	377円/回

	加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の 9/100	左記の1割 (一定所得以上の方は 2割又は3割)	基本サービス費に 各種加算減算を加 えた総単位数(所定 単位数)

※月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び第1号通所事業従事者の数が人員配置を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。

※当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者は1月につき利用者負担額（支援1）1割：397円、2割：793円、3割：1,189円、（支援2）1割：793円、2割：1,586円、3割：2,378円減算されます。同一の建物とは、第一号通所事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物をいいます。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染所若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の99/100となります。

4 その他の費用について

① 食事の提供に要する費用	750円（1食当り 食材料費及び調理コスト）
② リハビリパンツ代	200円（1枚当り）
③ おむつ代	150円（1枚当り）
④ 尿パット代	50円（1枚当り）
⑤ クラブ活動費	100円（1日当り）
⑥ 日常生活費	日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてお届けします。</p>
利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の28日（土日、祝の場合は翌金融機関の営業日）に、下記の方法によりお支払い下さい。</p> <p>1. 利用者指定口座からの自動振替</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものします。

利用者に係る第1号通所事業支援事業者が作成する「介護予防サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「第1号通所サービス計画」を作成します。なお、作成した「第1号通所サービス計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

サービス提供は「第1号通所サービス計画」に基づいて行います。なお、「第1号通所サービス計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

第1号通所事業従事者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 村上 稔明
-------------	-----------

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

虐待防止のための指針を整備しています。

事業者は、成年後見制度の利用を支援します。

事業所は、苦情解決体制を整備しています。

従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

事業所は、従業員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス及びハラスメント（利用者、ご家族含む）体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村

に通報するものとする。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
---------------------------------	---

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------	---

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

○主治医

氏名	
病院名	
所在地	
電話番号	

○家族等連絡先

氏名		続柄	
住所			
電話番号			

協力病院

医療機関の名称	吹田市徳洲会病院
所在地	吹田市千里丘西 21 番 1 号
電話番号	06-6878-1110
診療科	総合診療科

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、

利用者に係る介護予防支援事業者（地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所型サポートサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	吹田市役所
担当課名	高齢者福祉支援グループ
電話番号	06-6368-7348

担当ケアマネージャー

氏名	
事業所名	
電話番号	

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
-------	--------------

12 心身の状況の把握

通所型サポートサービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 第1号通所事業支援事業者等との連携

- ① 通所型サポートサービスの提供に当り、介護予防支援事業所及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「第1号通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 通所型サポートサービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 施設長：吉田 琢也 ）

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回8月・2月）

16 衛生管理等

- ① 通所型サポートサービスの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 通所型サポートサービスにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 通所型サポートサービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 提供予定の第1号通所事業の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	提供時間帯	サービス内容					介護保険適用の有無	利用料 (月額) (日額)	利用者負担額 (月額) (日額)
				食事提供	送迎				
月 火 水 木 金 土	9:45 ～ 16:15			保健適用外	○	○	円 円	円 円	

(2) その他の費用

① 送迎費の有無	無し
② 食事の提供に要する費用	重要事項説明書4-①記載のとおりです。
③ おむつ代	重要事項説明書4-②③記載のとおりです。

④ クラブ活動費	重要事項説明書 4-④記載のとおりです。
⑤ クラブ活動費	重要事項説明書 4-⑤記載のとおりです。
⑥ キャンセル料	無し

1 か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

1 ヶ月 回ご利用の場合（昼食代 × 食 = 含む。）

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・ 苦情相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・ 管理者は、看護職員、介護職員等に事実関係の確認を行う。
- ・ 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。）

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 デイサービス エベッサ千里丘 管理者：村上 稔明	所在地 大阪府吹田市尺谷5-14 電話番号 06-6878-8061 ファックス番号 06-6878-8062 受付時間 8:45~17:45
【市町村（保険者）の窓口】 吹田市役所 高齢福祉室支援グループ	所在地 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号 06-6384-1375 ファックス番号 06-6368-7348 受付時間 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 摂津市役所 摂津市高齢介護課	所在地 大阪府摂津市三島1丁目1番1号 電話番号 06-6383-1379 ファックス番号 06-6383-9031 受付時間 9:00~17:15
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 FNSビル11階 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況

【 未実施 】

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	大阪府池田市神田二丁目4番7号
	法人名	株式会社エベッサ・ケア・スタイル
	代表者名	代表取締役 大橋 薫
	事業所名	デイサービス エベッサ千里丘
	説明者氏名	村上 稔明

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代筆人 代理人	住所	
	氏名	(続柄)